

保育所(園)入所の追加を受け付けます

平成23年4月入所分の追加受付を行います。申込書は福祉健康課又は各保育所(園)で配布しています。受付期間が短期間のため、入所を希望される方は福祉健康課までお越しください。なお、受付には申請書類のほか、事前に第一希望の保育所(園)での面接が必要です。

■受付期間／3月1日(火)～3月4日(金)午前8時30分～午後5時15分

3月7日(月)午前8時30分～午後8時

■受付場所／福祉健康課

■申請書類／入所申込書、勤務証明書、平成22年分源泉徴収票(写)などの所得税額が確認できるもの



住民ほけん課のお知らせ

問合せ／国保年金担当 ☎ 991-1868

国民健康保険税の特別徴収開始通知書を送付します

平成23年度の国民健康保険税を特別徴収(年金天引き)で納めていただく方に、「平成23年度 国民健康保険税 特別徴収開始通知書(仮徴収)」を3月下旬に送付します。

特別徴収とは？

年6回の年金支給月を納期とし、前半の4月・6月・8月を仮徴収、後半の10月・12月・2月を本徴収として、国民健康保険税(以下「保険税」という。)を年金支給額から天引きさせていただき納めていただく方法です。

仮徴収について

保険税額は国保加入者の前年の所得や所有している固定資産等に応じて決定されますが、税額が決定するまでの前半3回(4月・6月・8月)については、前年度の2月の特別徴収税額と同じ額を仮の税額として天引きさせていただきます。

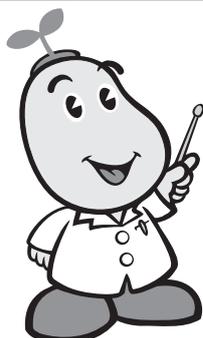
本徴収について

前年の所得や所有している固定資産等に応じて決定した年間の保険税額から、仮徴収で納めていただいた保険税額を差し引き、残った額を後半3回(10月・12月・2月)で天引きさせていただきます。

《具体例》

2月の特別徴収税額が20,000円で、年間の税額が105,000円に決定された場合

		平成22年度	平成23年度					
年	給	H23. 2	H23. 4	H23. 6	H23. 8	H23.10	H23.12	H24. 2
特	別	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	15,000円	15,000円	15,000円
徴	収							
税	額							



【仮徴収】(今回送付分)

2月の税額(20,000円)が4月・6月・8月の税額になります。

【本徴収】

年税額(105,000円)から4月～8月までの税額(60,000円)を差し引き、残った金額(45,000円)を3回に分けたものが10月・12月・2月の税額になります。